

自然エネルギーの活用状況について

県の総合5か年計画”しあわせ信州創造プラン”において、施策推進の柱の一つとして、「地勢と智慧を基礎とした環境・エネルギー自立地域創造プロジェクト」をうたっており、目標として、森や水など県民の貴重な財産である自然環境・資源を守り、活用しながら、地球環境への負荷が少なく、水資源等が安定的に確保される、自立した地域を目指すこととしています。

そのアクションプランの一つとして、地域主導型の自然エネルギービジネスの創出により、地域のか、県民のかで自然エネルギーの普及拡大に取り組むこととしております。

「再生エネルギー全量買取制度」もあり、県内でも民間等による、大型太陽光発電施設の建設も進んでいます。同時に、建設場所選定にあたって、様々な課題も出てきていると聞いています。

そこで環境部長にお伺いします。

県が目標としている、発電設備容量でみるエネルギー自給率を、H29年度までに、70%と掲げていますが、この率を算出する際の基礎となる発電容量とは、何を指しているのか。また、その発電容量の把握はどのように行なわれているのか。一般家庭の電力量も含まれているのか、お伺いします。

太陽光発電以外でも、水力、風力、地熱など再生可能エネルギーを利用した、発電の導入が全国で進められています。

長野県内でも、豊かな水資源を活用した発電、小水力発電施設の建設や、県では民間と協働して、豊かな森林資源を利用した、木質バイオマス発電「Fパワープロジェクト」を進めるなど、様々な再生可能エネルギー導入の取組みが行われています。

県内の太陽光発電、木質バイオマス、小水力発電など、再生可能エネルギーを活用した発電について、県内の民間等における普及状況と、見通しについて、また普及に際しての、課題をどのように捉えているか、環境部長にお伺いします。

長野県は温泉の源泉が多く存在しており、地熱、温泉熱などを使った、発電の可能性を考えられるのではないかと思います。

他県では、こうした地熱等を活用した発電の動きがありますが、県内では具体的な検討の動きはあるのでしょうか。

また、地熱発電についてはどのような課題があると、お考えでしょうか。

同時に、そうした動きがあった場合、県として、どのような支援が考えられか、それぞれ環境部長の、ご見解と併せてお伺いします。

再生可能エネルギー自給率の目標達成に向け、有数な温泉源を持つ長野県として、地熱、温泉資源などを活用した発電について、その可能性なども含め、研究していくことも必要と考えます。

しあわせ信州創造プラン「環境・エネルギー自立地域創造プロジェクト」の、「発電設備容量でみるエネルギー自給率」の目標を達成し、さらなる飛躍に向けて、地熱発電や、温泉資源の活用も、重要と考えますが、知事のご見解をお伺いします。

《再質問》

ただいまの答弁から、

地熱、温泉資源などを活用した発電については、他の自然エネルギーと若干異なり、課題も多くあることを確認させていただきました。

(地熱、温泉資源の活用については、課題も多いことから)

このような背景から、国においても、地熱、温泉熱利用の理解を深めるための、施策のひとつとして、

「地熱開発理解促進関連事業」を、推進しています。

この事業に着目して、事業導入を検討している、県内の事業者も、出てきています。

つきましては、国の事業を活用して、「環境・エネルギー自立創造プロジェクト」の、一翼を担おうと、意欲を示す事業者に対して、県の支援体制も、お願いしたいと考えますが、改めて、

環境部長のご見解をお聞かせください。

避難所マニュアルと地域赤十字奉仕団について

長野県危機管理部は、平成24年3月に「避難所マニュアル策定指針」の、改訂を行いました。

この指針は、大規模災害発生時の避難所に関する基本的な考え方、避難所運営組織のあり方や、活動内容をまとめ、平成14年度に県が策定したのですが、東日本大震災等への対応により、明らかとなった課題を整理して、新たに改訂を行った、指針です。

この指針における「避難所」は、市町村が、あらかじめ指定している避難施設で、災害時に、市町村長が開設・運営管理し、被災者に安全と安心の場を提供することを、目的としています。

私は、この指針は、東日本大震災等の、大規模災害の教訓を生かしたものと、高く評価しております。

重要なことは、この指針に基づいて、県内の市町村が独自の避難所マニュアルを、策定することだと考えます。

そこで以下、危機管理部長にお尋ねいたします。

「避難所マニュアル策定指針」を改訂してから、2年あまり経過しておりますが、この指針に基づく、避難所マニュアルを策定した市町村は、いくつあるのでしょうか。

また、市町村が避難所マニュアルを策定するように、県ではどのような、助言等の働きかけを行っているのか、お尋ねいたします。

次に、この指針における、地域赤十字奉仕団の位置付けに関連して、いくつかお尋ねいたします。

この指針の中では、本来、避難所の運営は市町村が行うことを想定しています。しかし、阪神・淡路大震災では、市町村主体の避難所運営は難しいことが分かりました。

また、地域住民が避難所運営に関わることで、避難所の円滑な運営のために、必要であることも明らかとなりました。

そこで、大規模地震発生時には、地域住民が、避難所を一定期間、臨時の生活拠点として利用することを前提にして、避難所が避難者にとって秩序のとれた生活拠点として機能するよう、事前に避難所を運営する組織として、『避難所運営委員会』を設置し、避難所の自主運営体制の確立を図ることが必要となります。と、されています。

そして、「避難所運営委員会」の組織構成員として、自治会の代表者、市町村職員、施設管理者と並んで、地域の赤十字奉仕団も委員会の構成員として、位置付けられています。

このように、この指針では、大規模災害時の避難所の運営において、赤十字奉仕団は、重要な役割をになうことが求められています。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。

指針において、避難所の運営の中で、地域赤十字奉仕団に、役割を担わせる位置付けを行った背景・理由には、どのようなことがあるのでしょうか。

長野県の地域赤十字奉仕団は、平成25年度に県内8カ所で幹部研修会を開催し、総勢593名が参加しました。

この研修会では、長野県の避難所マニュアル策定指針において、赤十字奉仕団は、避難所運営委員会の組織構成員となっており、また、避難所となる施設と連携して、地域ぐるみで避難所の運営の訓練を積んでおくことが大切、と、記載されていることから、いざという時に備え、地域全体で話し合いを設けてもらうきっかけになるよう、防災啓発プログラムを行いました。

研修会参加者からは、「奉仕団が避難所運営においても期待されていることは知らなかった」、「避難所となる施設の職員及び自治会など地域全体で避難所のルールを考え、訓練を重ねることが大切だと感じた」との、感想が出されました。

日赤奉仕団の幹部研修会に参加した団員でさえ、「奉仕団が避難所運営においても、期待されていることは知らなかった」、ということは、一般の団員も奉仕団が、避難所の運営に期待されているということに関して、現時点では十分に、理解されていないものと考えられます。

したがって、こうしたことを日赤奉仕団の団員に、十分に理解していただくよう、周知を図ることが必要と考えますが、このことについて、どのようにお考えでしょうか、危機管理部長にお伺いします。

《ただいまの、答弁から》

地域の赤十字奉仕団は、大規模災害時の避難所の運営において、重要な役割を担い、大変重要な組織であることを、再確認させていただきました。

私も、地元での、総合防災訓練等の場面で、日赤奉仕団の皆さんが、大きな役割を担っていただいていることを、確認させていただいております。

県においても、市町村と連携を図り、大規模災害時の避難所運営等も含めて、地域赤十字奉仕団の活動に対して、重ねてご理解と、ご支援をお願いします。

組織改正について

県は、各分野の様々な事業を実施するため、事業者と数多くの契約を、締結しています。こうした契約は、県民の生活に大きな影響を与えることから、透明性、公平性、品質の確保など、多くのことが求められてきました。

さらに近年は、様々な社会的要請が顕在化しています。

加えて、こうした契約業務は、それぞれの機関において、行われていますが、現在は、これを総括的に所管する組織がありません。

統一的、効率的な契約事務の執行のためにも、総括的に所管する組織の設置も、求められていました。

このようなことを背景として、本定例会に「契約に関する条例案」が、提出されました。

また、4月からは、契約業務を総括的に所管する組織が新たに、会計局に設置することが、示されました。

組織改正、条例制定により、会計局は、新たな業務を所管することになりますが、会計局の責任者としての所見、会計局に設置の意義、新たな組織体制について、所管するにあたっての課題等がありましたら、長澤会計管理者、お聞かせください。

地域分権型予算の創設について

地方事務所長総合調整推進費の充実について、質問いたします。

私は、平成24年9月定例会において、「地方事務所長総合調整推進費」の、平成24年度の予算が、県全体で500万円、各地方事務所で、50万円であるのに対して、地域の多様な課題に迅速に対応し、地域振興の一層の推進を図るためには、1地方事務所50万円では不十分であり、当時の、長野地方事務所長が提案した、1地域1,000万円、県全体で1億円の「地域分権型予算の創設」に関して、質問いたしました。

その時の阿部知事は、「1つの地域を振興していく上での、大きな方策、あるべき姿の1つだというふうに思っておりますが、具体的に、どういう形が望ましいかという点については、今後、組織のあり方等も含めて、十分検討していかなければいけないというふうに考えています。」との、答弁をいただきました。

あれから1年半が経過しておりますが、このことについて、これまでどのような検討が行われたのか、総務部長にお尋ねいたします。

また、今年2月7日に発表された、「地方事務所長からの施策提案への対応状況」では、木曾地方事務所から、「きめ細やかな地域の課題解決の推進のために、迅速かつ柔軟な対応ができる—地方事務所長総合調整推進費の充実」という、施策提案が行われました。

県は「その、対応状況」として、「地方事務所長が、地域の課題解決に向けた取組を、迅速かつ、柔軟に実施するため、下記の事業により対応します。」として、「地方事務所長総合調整推進費 500万円」と、平成25年度と同じ、予算額となっています。

木曾地方事務所長からの施策提案への「対応状況」では、「なお、事業の充実を図るため、地方事務所間で予算を柔軟に融通できる仕組みを構築します」と、記載されています。

この「予算を柔軟に融通できる仕組み」とは、具体的にどのような「仕組み」なのか、総務部長に伺います。

先程も申し上げたように、地域の多様な課題に迅速に対応し、地域振興の一層の推進を図るためには、1地方事務所50万円では不十分であり、1地域1,000万円程度の、予算は必要であると、考えます。

「限られた財政の中で」という状況も、理解しますが、「地域分権型予算の創設」に関して、改めて知事の、ご所見をお伺いします。